

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）について【概要版】

1 改正の背景

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例は、墓地・納骨堂又は火葬場の経営の許可基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めるものであり、平成13年4月に施行され5回の改正を重ね、現在に至っている。

最後に改正した平成30年から2年が経過し、その間社会情勢も変化し、市内の人口も増加し、樹木葬を求めるなど多様化してきている。その一方、市内の墓地の状況は全体の空き区画数としては、十分な数があるが、寺院墓地については、区画が不足している所もある。空き墓地区画の割合は、平成26年が22%に対し、令和2年が16%と6パーセント減少しており、今後不足することが見込まれる。また、最近、墓地を経営する寺院から墓地新設の申請やそれに関する相談、要望が市に寄せられている。

本市の条例では、墓地に関しては宗教的感情上及び公衆衛生上の理由から住宅等からの距離要件等を規定しているが、寺院墓地を拡張するに当たり距離要件により許可できないケースがあり、空き墓地のない寺院等の要望に応えるため住宅等の所有者から同意書の提出があれば許可が可能となる内容の改正を行うものである。

2 改正の理由

墓地の新設（寺院等の事務所が存する境内地または、境内地との境界に接する土地に設置する場合）及び変更にあたり、該当する全ての住宅等の所有者から同意書の提出があった場合に、住宅等から墓地までの距離の要件を緩和し、市民の多様化している墓地のニーズに応えるため、改正するものである。

3 条例改正の内容

墓地の新設及び変更をするにあたり、近隣住民とのトラブルを防止をするため、現行どおり近隣住民への周知や説明会の開催、協議を行うとともに、現在の距離要件（埋葬に係る墳墓に係る場合は100m以上、その他の墓地にあっては50m以上）未満の範囲に住宅等が存在しても同意を得れば墓地の建設を可能とする。

4 条文改正案及び新旧対照表 別添のとおり